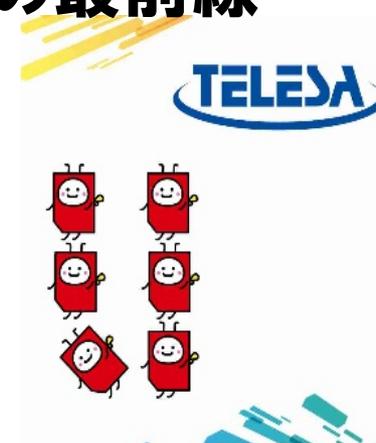


電気通信紛争処理委員会 20周年記念シンポジウム ～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～

2021年12月24日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



しむし

© 00 MVNO委員会

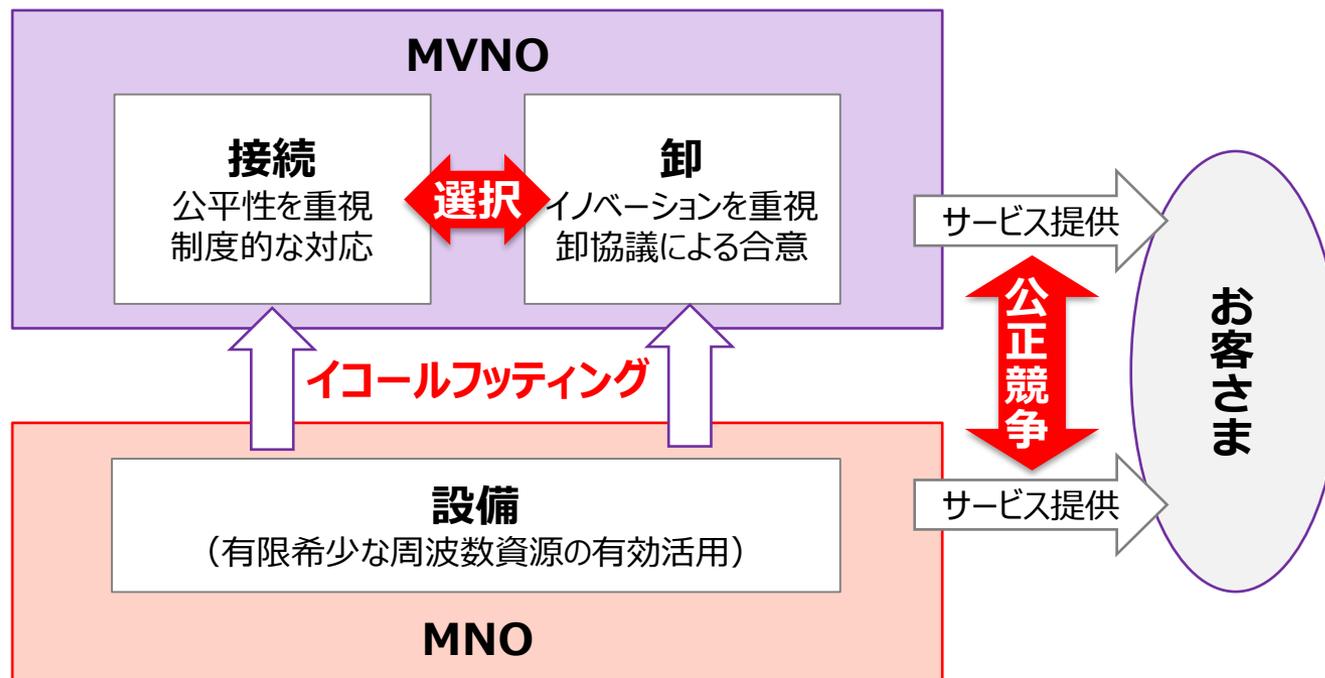
MVNO委員会の体制

一般社団法人テレコムサービス協会



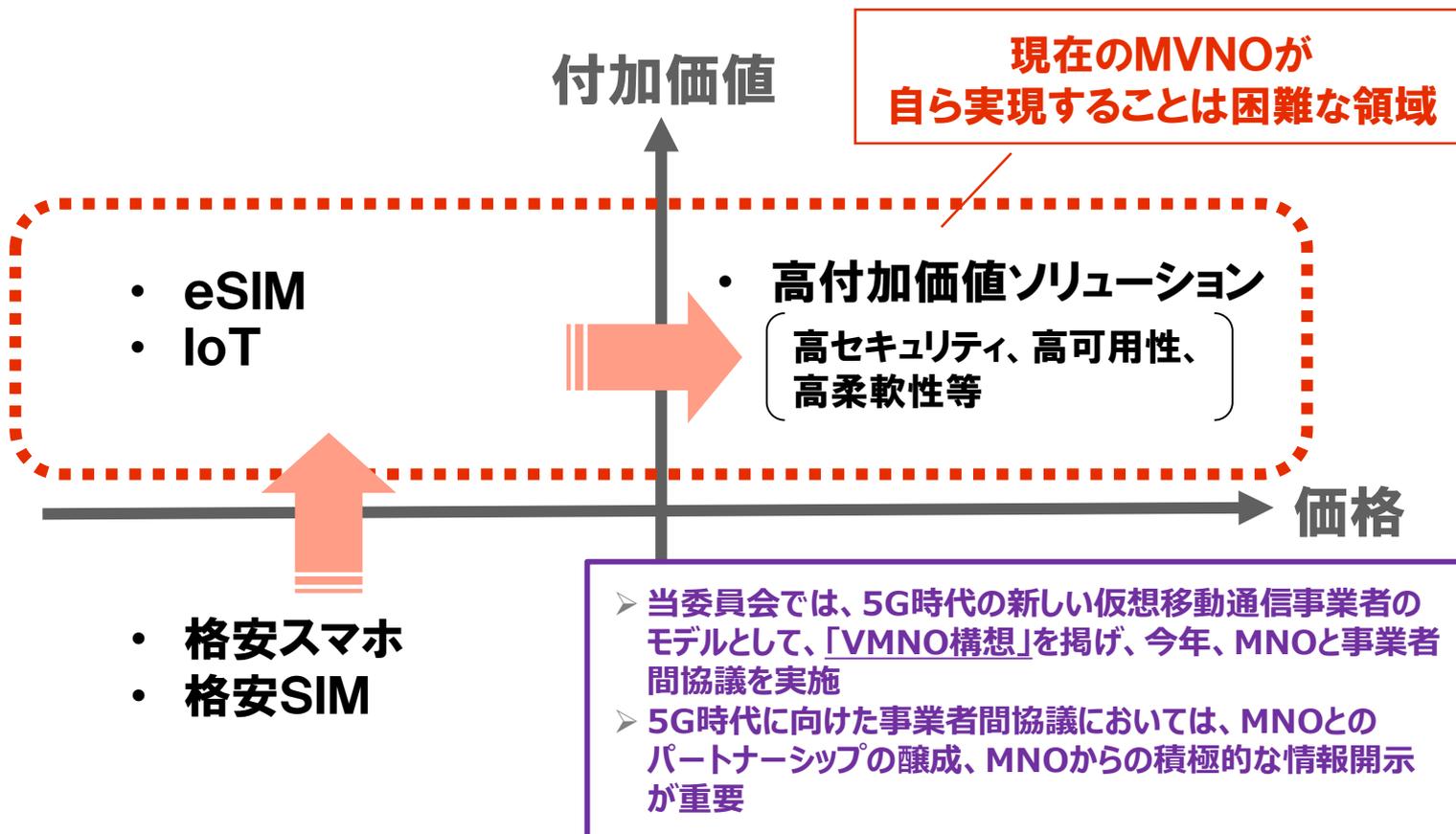
MNO、MVNO間における構造的関係性

- 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、モバイル市場における競争活性化のためにMVNOは引き続き重要な存在であり続ける
- MVNOがMNOの設備を利用する形態は、大きく「接続」と「卸」の2種類。「接続」は公平性を重視し、厳格なルール（制度）により運用される一方で、「卸」についてはイノベーションを促進する観点から、MNOとMVNO間の協議による合意形成が原則となる
- 接続・卸のいずれにおいてもMNOとMVNOの紛争は起こりえるが、接続における紛争は制度整備（義務の明確化等）に帰着し、卸における紛争は専ら卸協議による合意形成に至らない場合である点で性格が異なる
- 卸における事業者間協議の活性化・適正化に向けた議論が、「接続料の算定等に関する研究会」で進行中



MVNOにかかる2つの競争軸

- これまでMVNOは低価格のサービス (格安スマホ等) を中心に成長し、それによりもたらされた競争は消費者の利益向上に貢献
- 5G時代に、モバイル市場において競争を更に加速させ、Society5.0を実現させていくには、MVNOがより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要



紛争処理スキームの活用による紛争解決

- 電気通信紛争処理委員会による紛争処理スキーム（あっせん・仲裁）は、以下の観点から、頻繁かつ安易に活用可能である認識にはない
 - ① MVNOにとってMNOは競争相手であるとともに重要なビジネスパートナーでもあるため、継続的かつ良好な関係維持の観点から、紛争処理スキームの活用を躊躇うケースがある
 - ② 解決まで時間がかかるようだと、そもそもビジネス機会を逸する懸念が生じる
 - ③ 制度の観点から明らかに問題があるようなものを除き、MNO側の主張があっせん案に採用される場合や、あっせん不調に陥る場合等も考えられ、活用判断が難しい
- しかしながら、MNO側に交渉力の優位性がある状況下では、紛争処理スキームは事業者間の紛争解決の最終的な受け皿として必要であり、有効に機能することが望ましい
- 卸業務に係るルール整備を進めることでMNO・MVNO間の円滑な協議を促進しつつ、それでも事業者間では解決し難い場合において電気通信紛争処理委員会による紛争処理スキーム（あっせん・仲裁）の活用が望ましい

円滑な事業者間協議を
目指したルール整備

- 一定のルールのもと、可能な限り事業者間協議のもと合意形成

最終的な受け皿

電気通信紛争委員会での
紛争解決

- 事業者間協議では解決が困難な状況の打開

5G時代に向けた市場のあるべき姿と紛争処理

- MVNOとMNOには、本来的に**多面的な関係**が存在
 - a. 設備設置事業者と、その設備を活用するサービス提供事業者としての**協力関係**
 - b. より良い移動通信の実現と、それによる移動通信ビジネス全体の拡大を目指す**協調関係**
 - c. 同じ移動通信市場において、限られた利益を取り合う**競争関係**
- どの国の市場においてもこれらの多面的な関係性は見られるが、我が国においては**c（競争関係）が比較的強く見られ**、a（協力関係）やb（協調関係）が弱いアンバランスな傾向があるのではないかと
- cが著しく強くなることで、小規模なMVNOが市場から退出を余儀なくされると、**MNOによる寡占状態が強化され**、競争の非活性化のため生じるイノベーションの停滞により、**さらにcが強くなる悪循環が生じる**
- 卸協議の課題の解決を通じ構築される**公正な競争環境によるMVNOの質的・量的な成長**により、移動通信市場の**競争が活性化され**、強くなるa,bの関係性がcとバランスし**成熟した関係を確立すること**は、MVNO委員会の掲げる「**2030年にかけての社会的問題の解決とICTによる新たな価値の醸成**」の達成に不可欠
- **5G時代における通信設備の仮想化の進展**により、**卸の果たす役割の拡大**が見込まれる中、円滑な事業者間協議による**合意形成の促進に向けたルール整備**とともに、**紛争処理スキーム（あっせん・仲裁）**の果たす役割はこれまで以上に重要となる

